

総務文教常任委員会資料

令和5年1月7日

教育委員会事務局

こども未来部 発達サポートセンター

目 次

療育の必要な子どもに対する市の支援体制について

1 発達サポートセンター	• • • • • • • • • • P 1
2 社会福祉課	• • • • • • • • • P 4
3 健康課	• • • • • • • • P 6

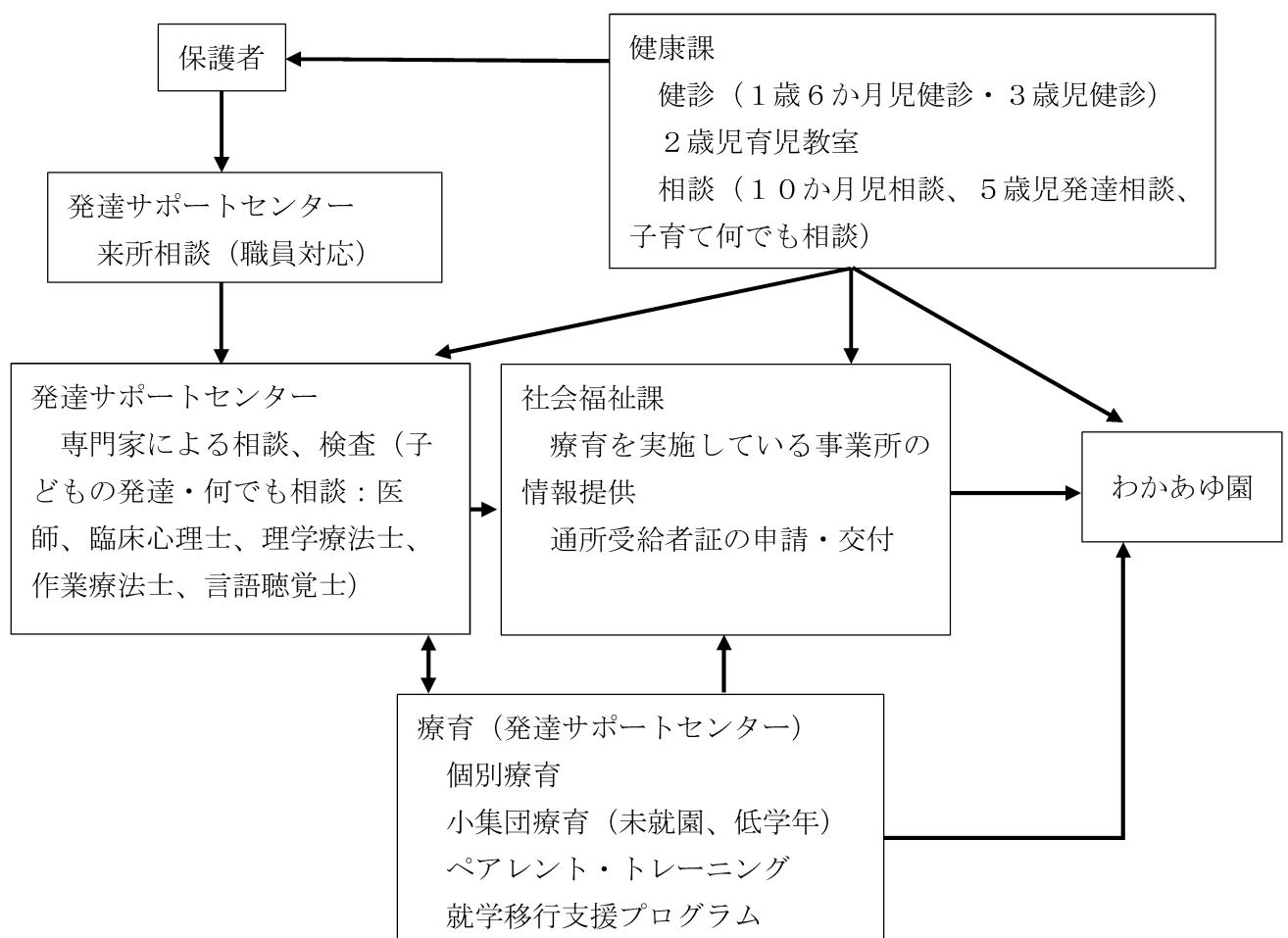
療育の必要な子どもに対する市の支援体制について

発達サポートセンター資料

1 療育について

療育とは、障害児の発達を促進し、自立して生活できるように、早期に行われる医療と保育・教育（加東市第6期障害福祉計画第2期障害児福祉計画用語説明より）のことです。加東市では支援（療育）が必要な子どもと保護者に寄り添いながら相談や検査、療育を行うほか、必要に応じ障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）や医療機関が行っている療育（理学療法士、作業療法士等による訓練）を紹介し、早期療育につなげています。

2 市の支援体制について



本市における小集団療育について

本市では、早期から小集団に参加することが望まれる、支援が必要な未就園の子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して心身の発達を促す療育事業(以下「ナーサリールーム」という。)

(第3期加東市教育振興基本計画参考資料より)を、健康課から引き継ぎ、平成29年度から発達サポートセンターが実施してきました。

ナーサリールームでの小集団療育は、他者との関わりあいの中で成長することを目的として参加者全員が同じ内容で実施してきましたが、同じ内容の小集団療育を行うのではなく、子どもの成長段階に合わせた療育に変更することの検討も進めてきました。ここ数年、園等への入所年齢の低年齢化が進みナーサリールームへの参加者数が減少してきていること也有って、令和5年度から個別の療育を行い特性や課題を把握したうえで、小集団療育を進める手法に変更いたしました。

療育が必要な子どもに対し、できるだけ早期に小集団療育を行うことは、今後の成長の中で非常に重要です。この考えは今も変わっておりません。しかしながら、子どもの特性や課題は皆違いますので、保護者や子どもと相談し、子どもの特性や課題を理解するための個別の療育を行い、それを把握したうえで小集団の療育につなげるほうが、より良い療育につなげることができます。具体的には、臨床心理士が子どもと一対一で向き合う個別療育を行い特性や課題を理解します。個別療育利用者が複数人かつ集団での療育が望ましい場合には、小集団療育を行います。この変更により、支援が必要なお子さん一人ひとりの成長段階に合わせた療育を随時提供できると考えております。

市の支援体制について

これまで、健康課で行っている健診等の際に、発達上支援が必要かもしれない子どもを、まずは発達サポートセンターに紹介していました。発達サポートセンターでの相談・検査を経た上で、障害児通所支援の療育を希望される保護者には、社会福祉課が療育を行っている事業所を紹介するという支援体制でした。

本年初めに市内障害児通所支援事業所から意見を伺う機会があり、市の支援体制について見直しが必要と判断し、関係課で協議をいたしました。

結果、健康課で行っている健診の際に、発達サポートセンターへの紹介に加え、発達上支援が必要で保護者が療育を希望される子どもには、健康課から直接、社会福祉課や医療機関を紹介することとし、早期支援の充実を図っています。

保護者が発達サポートセンターで相談された際には、療育や療育の必要性について説明し、理解いただいた上で障害児通所支援事業所や医療機関での療育か、発達サポートセンターでの体験療育かを選んでいただきます。その体験療育が、前述のナーサリールームに代わり行う、個別と小集団療育です。個別と小集団療育開始時には保護者と目標を設定し、目標達成後も希望があれば、障害児通所支援事業所や医療機関を紹介することとしています。

今後も、社会福祉課、健康課、発達サポートセンター間の連携を強化したこの体制で、保護者の希望や思いに寄り添った早期療育への支援を行ってまいります。

3 令和4年度に健康課の健診等から発達サポートセンターへの紹介者数

(単位：人)

事業名	受診者数	発達サポートセンター
10か月児相談	310	9
1歳6か月児健診	311	1
2歳児育児教室	304	13
3歳児健診	323	31
5歳児発達相談	328	6
その他の機会	—	6
合計	1,576	66



発達サポートセンターの職員による相談



(単位：人)

専門家等による相談内容の内訳		相談のうち、療育について説明した人数	
子どもの発達・何でも相談	心理相談（臨床心理士）	5	0
	発達相談（医師）・発達検査（臨床心理士）	34	13
	言語発達相談（言語聴覚士）	8	0
	運動発達相談（理学療法士）	10	1
その他		9	0
合計		66	14

4 令和4年度 発達サポートセンターの職員等による相談延べ人数

- ①発達サポートセンターの相談 1,927 人
- ②子どもの発達・何でも相談 364 人
- ③未就学児の相談 202 人
 - ③-1 健康課から 66 人
 - ③-2 健康課以外から 136 人

※ 子どもの発達・何でも相談の内、未就学児以外の相談 162 人

<障害児通所支援利用について>

障害児通所支援サービスを利用する場合、市が発行する「受給者証」が必要となります。

新規でサービスを利用する場合、保護者からの相談を受け、申請手続きをしています。

(関係機関から情報提供が事前に入る場合もある)。

【受給者証見本】

見本		(一) 通所受給者証	
受給者証番号			
通所給付決定保護者	居住地	〒673-1493 加東市社50番地	
	フリガナ	カトウ 外助	
	氏名	加東 太郎	
	生年月日	昭和 年 月 日	
児童	フリガナ	カトウ ハナコ	
	氏名	加東 花子	
	生年月日	平成 年 月 日	
交付年月日		令和 年 月 日	
支給市町村名及び印		282285 加東市 兵庫県加東市社50番地 健康福祉部 社会福祉課 TEL 0795-43-0409	
(二) 障害児通所給付費の給付決定内容			
支援の種類		放課後等デイサービス	
支給量等		基本決定 23日	
給付決定期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間			
特記事項欄 ・放課後等デイサービス指標該当 有・無			
予備欄			

<各関係機関の紹介から障害児通所支援利用につながったケースの実績数>

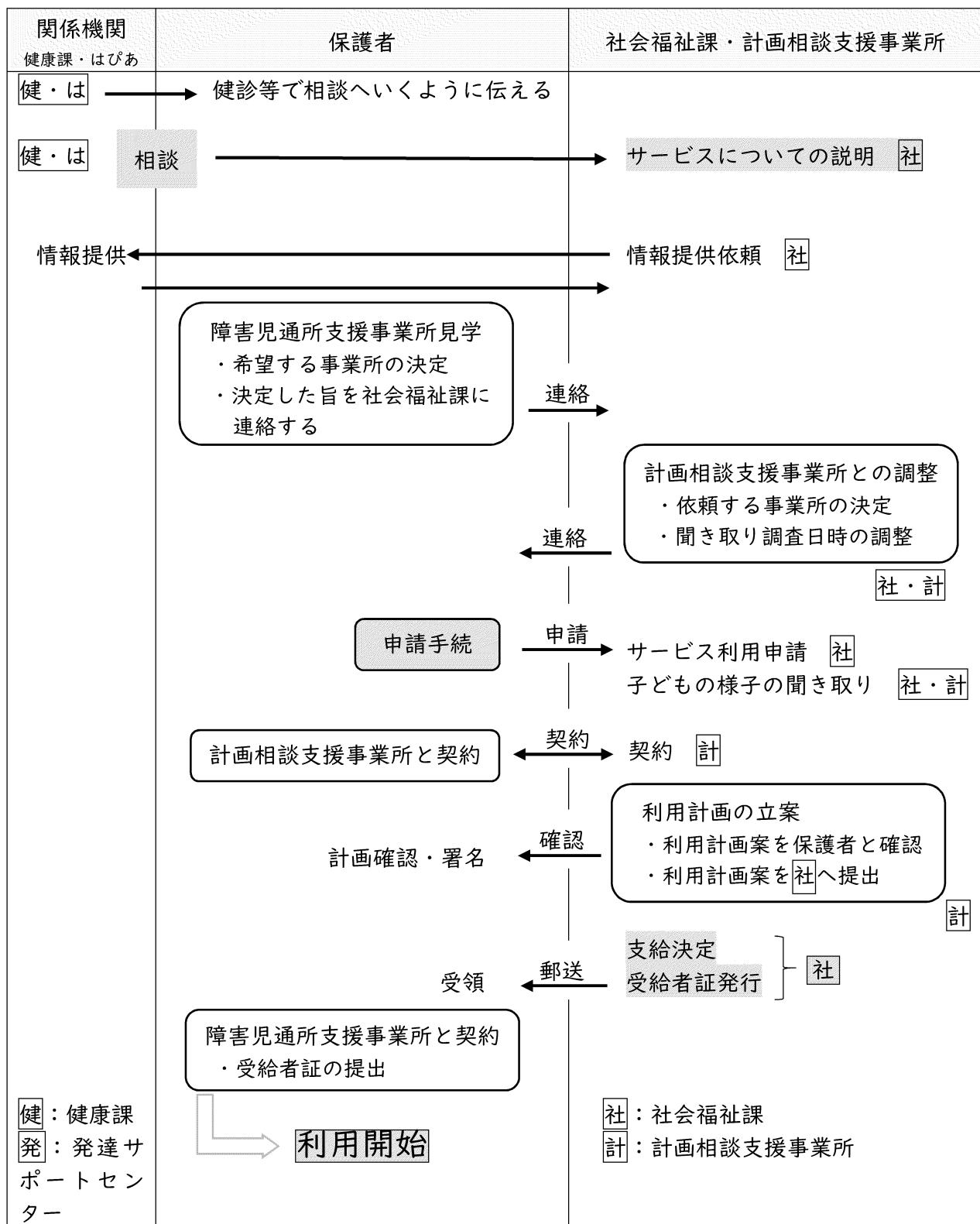
(単位:人)

サービスの種類	健康課からの紹介		はぴあからの紹介		転入・その他		合計	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
児童発達支援事業	1 医児発 1 児発 0	2 医児発 0 児発 2	13 医児発 4 児発 9	9 医児発 2 児発 7	2 医児発 1 児発 1	2 医児発 2 児発 0	16 医児発 6 児発 10	13 医児発 4 児発 9
放課後等デイサービス	0	0	5	1	7	0	12	1
合計	1	2	18	10	9	2	28	14

R5年度については、4月～9月までの人数とする。

※医児発：医療型児童発達支援事業所の略（市内では、わかあゆ園が該当）

※児発：福祉型児童発達支援事業所の略（市内では、が該当）



健康課では、各種乳幼児健診・教室、相談事業などを通し、発達上支援が必要な児に対して、相談支援を行うとともに、必要な方へは関係機関を紹介し、保護者の同意があれば情報を提供するなど、きめ細やかな連携を行っています。

主な関係機関としては、発達サポートセンター、社会福祉課、医療機関（外来受診：理学療法、言語聴覚療法、作業療法、心理相談など）等があげられます。

【健康課から関係機関に紹介した実績数】

●令和4年度

(単位：人)

事業名	受診者数	連携先		
		発達サポートセンター	社会福祉課	医療機関 (わかあゆ園(外 来)、
10か月児相談	310	9	0	0
1歳6か月児健診	311	1	0	1
2歳児育児教室	304	13	1	0
3歳児健診	323	31	0	0
5歳児発達相談	328	6	0	0
その他の保健事業	—	6	0	1
合計	1,576	66	1	2

●令和5年度(9月末現在)

(単位：人)

事業名	受診者数	連携先		
		発達サポートセンター	社会福祉課	医療機関 (わかあゆ園(外 来)、
10か月児相談	130	4	0	0
1歳6か月児健診	162	4	0	0
2歳児育児教室	137	3	2	0
3歳児健診	166	7	0	0
5歳児発達相談	—	—	—	—
その他の保健事業	—	3	0	1
合計	595	21	2	1